令和３年４月 12 日

第１回

玉東町農業委員会総会議事録

熊本県玉名郡玉東町農業委員会

令和３年度第１回玉東町農業委員会総会議事録

１．開催日時　　令和３年４月12日（月）　午後１時30分～午後２時10分

２．開催場所　　玉東町福祉センター　２階　研修室Ａ

３．出席委員（11名）

会長	１番	山野信也				
会長職務代理者	３番	坂口政文				
委員	２番	德山道也	４番	安田令司	５番	高田千代美
	６番	前田眞由美	７番	清田伸一	８番	清田春行
	９番	田尻稔男	１０番	小山省三		

推進委員　　（上白木）清田勇　（原倉西）山野光昭

４．欠席委員（1人）　１１番　松本正利

５．議事日程

日程第１　議事録署名委員及び会議書記の指名
日程第２　議案第１号　農地法第４条の規定による許可申請について
日程第３　議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について
日程第４　議案第３号　農用地利用集積計画の決定について
日程第５　議案第４号　その他

６．農業委員会事務局職員

事務局長　　古閑康広
審議員　　岩川康幸

７．会議の概要

事務局長	ただ今から、令和３年度第１回玉東町農業委員会総会を開催いたします。はじめに、山野会長よりご挨拶をお願いいたします。
山野会長	挨拶
事務局長	ありがとうございました。 玉東町農業委員会総会会議規則第６条の規定により、本日の出席者数は全員出席のため（１０名で過半数を満たしておりますので)、総会が成立していますことを報告いたします。 また、同規則第４条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、これからの議事進行は、山野会長にお願いします。
議長（山野）	それでは、これより議事に入ります。 日程第１の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 玉東町農業委員会会議規則第１３条に規定する議事録署名委員を指名させていただきます。 議事録署名委員は、２番徳山委員、３番坂口委員を指名します。 また会議書記に農業委員会事務局職員の岩川審議員を指名します。 よろしくお願いします。 続きまして、日程第２、議案第１号農地法第４条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
事務局長	議案第１号農地法第４条の規定による許可申請について ＝１頁、議案第１号について議案書をもとに朗読＝ それでは、詳細について説明いたします。 申請人が、現在、居住している住宅は熊本地震で一部損壊している状況で、耐久性に不安があり、また県外から帰省した長男も一緒に同居するようになり手狭になってきたため、今回、隣接する申請地に住宅を建築する計画を立てられ申請されるものです。 申請地は、４ページをご覧ください。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第２種農地と判断します。集落に接続して設置されるものであり、この申請地のほかに代わるような土地も周辺にないことから許可相当であると考えます。 ご審議の程、よろしくお願いします。
議長（山野）	説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。 安田委員

４番（安田）　地震の影響による建て替えを計画されており、集落の中の土地ということで許可しても何の影響もないと思います。

議長（山野）　はい。ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進（清田）　農業委員さんがおっしゃられたとおり問題ないと思います。

議長（山野）　はいありがとうございました。

推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

２番（徳山）　この地図の中に地震の被害の家があるのですか。

事務局　申請地○印の左側が自宅になります。

議長（山野）　他にありませんか。無いようですので、採決を行います。議案第１号について、承認される方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（山野）　賛成多数。よって議案第１号については、承認されました。

つづきまして、日程第３、議案第２号農地法第５条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局長　議案第２号農地法第５条の規定による許可申請について

＝２頁、議案第２号について議案書をもとに朗読＝

それでは詳細について説明いたします。

借受人は、現在、町外の借家に妻、子ども１人の３人で居住されており、２人目の子供が７月に生まれる予定であり、現在の住まいでは手狭になり、また夫婦とも町内に勤務されており妻の父の農地を借りて住宅建築を計画され、今回、申請されるものです。申請地につきましては、５ページをご覧ください。農地区分は、１０ha以上の農地の広がりがあるため第１種農地と判断しますが、不許可の例外で集落に接続して設置されるものであり、この申請地の他に代わるような土地も周辺にないことから、許可相当であると考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

議長（山野）	説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。 清田春行委員
８番（清田）	みかんの木も伐採され、全部、更地にされており、世帯が増えるということはいいことだと思います。
議長（山野）	はい。ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。
推進（山野）	整地もされており、問題ないと思います。
議長（山野）	はいありがとうございました。 推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。
２番（徳山）	この申請地の上と下の農地は申請者の所有地ですか。
事務局	下の段は同じですが、上の段は別の方です。
２番（徳山）	みかんに消毒をされるときに消毒が洗濯物や家にかかったりしないのでしょうか。写真をみるとＳＳ道があるようですが苦情とかが最近多いので問題とかは無いですか。
事務局	その件に関しては、土地所有者と協議されておりますので問題はありません。
議長（山野）	ほかにありませんか。無いようですので、採決を行います。議案第２号について、承認される方は挙手をお願いします。
	（全員挙手）
議長（山野）	賛成多数。よって議案第２号については、承認されました。
議長（山野）	続きまして、日程第４、議案第３号農地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局長	６ページです。**（朗読）** ７ページです。議案第３号につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、玉東町長から令和３年３月２５日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められているところでございます。 ８ページをご覧ください。(総括表の説明) ９ページをご覧ください。 今回の申請は、農用地利用集積計画のうち新規の利用権設定の賃貸借権が２件です。面積は、樹園地が５筆で９，９６７㎡です。 なお、対価の支払い方法等につきましては右側備考欄に記載のとおりであります。 次に、公社利用による所有権移転につきましては、１０ページをご覧ください。今回、公社からの売り渡しが、１件成立しております。樹園地が４筆の１４，０４８㎡です。当事者、物件及び対価等は、そこに記載のとおりです。 以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の要件であります。 ① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。 ② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地の全てについて耕作を行うと認められ、農作業に常時従事し、対象農地を効率的に利用すると認められること。 ③ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られていることの各要件を満たしております。 以上です。
議長（山野）	説明が終わりましたので、何かご質問はありませんか。
９番（田尻）	総括表では賃貸借の存続期間が樹園地 5 年となってますが、集計表では 10 年となってますが、どちらが正しいのですか。
事務局	すみません。記載ミスです。総括表の 5 年が正しいです。
３番（坂口）	10 ページに記載されている移転を受けられる方は大手コンビニを運営されているところでしょうか

事務局	そこに卸されている会社です。
議長（山野）	他に無いようですので、議案第３号、農用地利用集積計画の決定については、（案）のとおり決定いたします。 　その他ですが、事務局から何かありますか。
事務局	・年間スケジュール
議長（山野）	他にありませんか
議長（山野）	それでは以上をもちまして、第１回玉東町農業委員会総会を閉会いたします。

　閉会　　午後２時１０分

　上記のとおり議事録に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

　　　令和３年４月１２日

　　　　玉東町農業委員会会長　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　２番委員　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　３番委員　　　　　　　　　　　　㊞